

第一号議案

令和五年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和五年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和五年六月二十九日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津男

提案理由

知事から照会のあった令和五年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

案

教委教改第 号  
令和5年6月 日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会  
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和5年6月28日付け財第254号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

(公印省略)



財 第 254 号

令和5年6月28日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 佐藤 樹一 郎

議案に対する教育委員会の意見について (照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・ 令和5年度大分県一般会計補正予算 (第1号) 関係部分
- ・ 職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正について
- ・ 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・ 車両の取得について

2 議案提出県議会

令和5年第2回定例会

## 第53号議案 令和5年度7月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	7月補正 予算案 (A)	既決(当初) 予算額 (B)	累計 (C)=(A)+(B)	令和4年度 当初予算額 (D)	差引増減 (C)-(D)	
3 福祉 生活費	2 児童福祉費	0	26,404	26,404	26,446	△ 42	
10 教育費	1 教育総務費	14,995	6,595,116	6,610,111	6,860,685	△ 250,574	
	2 小学校費	0	35,101,693	35,101,693	36,740,867	△ 1,639,174	
	3 中学校費	0	21,417,050	21,417,050	23,334,638	△ 1,917,588	
	4 高等学校費	797,525	27,137,169	27,934,694	28,607,218	△ 672,524	
	5 特別支援教育費	83,073	11,338,247	11,421,320	11,651,521	△ 230,201	
	7 社会教育費	80,250	2,481,868	2,562,118	1,959,825	602,293	
	8 保健体育費	40,253	1,286,589	1,326,842	1,386,857	△ 60,015	
11 災害 復旧費	3 県立学校施設 災害復旧費	0	110,000	110,000	110,000	0	
<b>教育委員会 計</b>		<b>1,016,096</b>	<b>105,494,136</b>	<b>106,510,232</b>	<b>110,678,057</b>	<b>△ 4,167,825</b> (△3.8%)	
	うち 事業費	構成比	(100.0%)	(16.3%)	(17.1%)	(15.3%)	(+7.2%)
		金額	1,016,096	17,165,692	18,181,788	16,964,045	1,217,743
	うち 人件費	構成比	(0.0%)	(83.7%)	(82.9%)	(84.7%)	(△5.7%)
		金額	0	88,328,444	88,328,444	93,714,012	△ 5,385,568

&lt;参考&gt;

県予算額に占める教育委員会 予算額の割合	2.2%	19.3%	17.6%	15.4%	
県 予 算 額	47,259,000	677,352,000	724,611,000	717,841,000	(0.9%) 6,770,000

## 令和5年度7月補正予算案の概要（教育委員会関係）

（単位：千円）

事業名	令和5年度 補正予算案 ＜累計＞ 〔令和4年度 当初予算額〕	補正予算案の概要	所管課
1 地域における個別最適な 学び推進事業	10,338 ＜10,338＞ (0)	地域の高校において多様な進路選択に必要な教科探究力を向上するため、大学と連携した特別講座等を実施する。 ・教員による探究的な学びに対応したプログラムの作成 ・地域の普通科高校生を対象とした講座の実施（5回） など	高校教育課
2 未来を創る学力向上支援 事業	4,657 ＜837,510＞ (859,826)	【特】中学生の英語力を客観的に把握し授業改善につなげるため、1年生を対象とした民間テストを実施する。	義務教育課
3 おおいたスクールヘルス ケア事業	1,394 ＜1,394＞ (0)	児童生徒の肥満の改善・予防を図るため、学校と家庭、地域の医師会等の関係機関が連携して食習慣・生活習慣の改善等に向けた取組を行う。 ・成長曲線を活用した個別支援の実施 など	体育保健課
4 学校部活動改革サポート 事業	10,000 ＜51,207＞ (41,390)	【新】高校における運動部活動の充実を図るため、生徒の主体性を育成する講座等を実施する。 ・リーダーとしての資質向上に向けたキャプテン塾の開催（5チーム） ・指導者を対象としたマネジメント研修の実施 など	体育保健課
5 県立学校施設整備事業	806,147 ＜4,087,778＞ (3,688,038)	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。 【新】県立学校施設の脱炭素化に向けた改修 （大分上野丘高校など9校） ・第三次特別支援教育推進計画に基づく施設整備 （大分地区新設特別支援学校のグラウンド整備） など	教育財務課
6 学校給食費	10,175 ＜42,099＞ (38,582)	給食費等の値上げを抑制し保護者の経済的負担を軽減するため、給食を実施する県立高校等において、食材費の増加分を支援する。 ・特別支援学校、定時制高校、盲学校等寄宿舎及び豊府中学校	体育保健課
7 DXによる図書館サービ ス推進事業	44,505 ＜47,607＞ (0)	【特】図書館サービスの充実を図るため、郷土資料のデジタル化を進めるとともに、保存環境の整備等を行う。 ・郷土資料のデジタル化（2,460点） ・電子書籍の購入（400冊） ・集密書架の増設	社会教育課
8 「やさしい日本語」活用 促進事業	1,872 ＜1,872＞ (0)	多文化交流による持続可能な地域コミュニティの形成を図るため、社会教育施設において、外国人等に対して「迅速に、正確に、簡潔に」情報を伝える「やさしい日本語」に関する学習会等を実施する。 ・地域住民向け学習会やサポーター育成講座等の開催（6市） ・市町村と協同した多文化交流イベントの実施 など	社会教育課
9 全国高校総体競技力向上 対策事業	18,684 ＜18,684＞ (0)	令和6年度に北部九州ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会における本県代表校及び選手の入賞に向け、高校生を対象とした競技力向上対策を実施する。 ・支援内容 強化対象選手の県外遠征、優秀指導者の招へい	体育保健課

※「新」は「新規事業」「特」は「新おおいた創造・発展枠事業」

## 第66号議案 車両の取得について

## 特別支援学校で使用するスクールバスの取得について

大分県県有財産条例第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得は、予定価格7千万円以上の動産の買入れとされているため、大型スクールバス3台の取得にあたり、本議会に提出するもの。

## 1 事業名

スクールバス整備事業

## 2 事業の目的

特別支援学校への就学の援助、安全な通学手段の確保、通学時における保護者の負担軽減等、特別支援教育の充実のためスクールバスの更新整備を行う。

## 3 車両取得の概要

スクールバス(大型) 3台

## 【対象校】

大分支援学校

日出支援学校

大分地区新設特別支援学校

## 4 契約の方法

一般競争入札(WTO対象物品調達)

## 5 取得金額

157,355,000円(税込み)

## 6 納期

令和6年3月29日(金)

## 7 契約の相手方

大分市大字種具字田代1065-1

三菱ふそうトラック・バス株式会社九州ふそう大分支店

支店長 大澤 謙

## 第65号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

## 1 改正の内容

令和5年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第3条第1項各号の職員の定数を次のように改正する。

	第1号(県立学校職員)	第2号(市町村立学校県費負担教職員)
改正後	3,435人	7,086人
改正前	3,420人	7,123人
増減	15人	▲37人

## 2 増減の内訳

## (1) 県立学校

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,286人	1,123人	26人	3,435人
改正前	2,290人	1,104人	26人	3,420人
増減	▲4人	19人	0人	15人

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
改正後	4,509人	2,577人	7,086人
改正前	4,546人	2,577人	7,123人
増減	▲37人	0人	▲37人

## 【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

## (1) 県立学校

	高等学校※	特別支援学校	中学校	計
R5	22,680人	1,501人	357人	1,858人
R4	22,600人	1,478人	355人	1,833人
増減	80人	23人	2人	25人

## (2) 市町村立学校

	小学校	中学校	計
R5	54,542人	28,614人	83,156人
R4	55,775人	28,629人	84,404人
増減	▲1,233人	▲15人	▲1,248人

※高等学校は収容定員を記載している。

## 第56号議案 職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正について

### 改正理由

1. 新型コロナウイルス感染症の2類相当から5類感染症への感染症法上の位置付け変更に伴い、国及び各県との均衡を考慮し、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員（学校職員を除く）の特殊勤務手当の特例を廃止するもの。
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条ずれ対応やまん延防止のための派遣手当の名称を変更。

### 改正内容

1.	特殊勤務手当の内容	手当額（現行）	手当額（改正後）
	(現行) <b>伝染病防疫作業手当</b> → (改正後) <b>防疫等作業手当</b> 知事が指定する感染症（※1）に対する患者等の救護又は感染症の病原体が付着した物件の処理作業	290円	290円
	(現行) <b>伝染病防疫作業手当の特例</b> → (改正後) <b>廃止</b> 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、 <b>知事が定めるもの（※2）</b>		
	宿泊療養施設内	<b>3,000円</b>	<b>廃止</b>
	宿泊療養施設内（患者等との接触又は長時間の場合）	<b>4,000円</b>	<b>廃止</b>
	宿泊療養施設以外	<b>3,000円</b>	<b>廃止</b>
	宿泊療養施設以外（患者等との接触かつ長時間の場合）	<b>4,000円</b>	<b>廃止</b>

※1 知事が指定する感染症・・・感染症法上1類～3類に位置づけられる感染症等（結核、SARS、ペスト等）

※2 知事が定めるもの（作業）・・・宿泊療養施設における患者等の生活支援、医療機関等への搬送、検体採取等

2. (現行) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条 → (改正後) 第26条の8  
 (現行) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 → (改正後) 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当  
 (緊急事態宣言が出されてから解除されるまでの間の手当) (まん延防止のため特に必要と政令で定める場合の手当)

### 施行期日

公布の日（ただし、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」の施行に関するものは法律の施行と同日）